

## 石綿飛散防止小委員会の設置について

### 1 設置の趣旨

平成 26 年 6 月に施行された大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 58 号）附則第 5 条において、「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と定められている。

また、総務省により、行政評価・監視に基づき、平成 28 年 5 月にアスベスト対策について環境省等に勧告が行われ、石綿飛散防止に関する課題が示されたところである。

環境省としても、これらを踏まえ、平成 30 年 8 月 29 日に中央環境審議会に「今後の石綿の飛散防止の在り方について」を諮問し、同日付で関係部会の大気・騒音振動部会に付議された。

これらのことを踏まえ、標記小委員会を設置して、今後の石綿の飛散防止の在り方について、必要な検討をいただくものである。

### 2 検討事項

本小委員会では、今後の石綿の飛散防止の在り方について検討する。

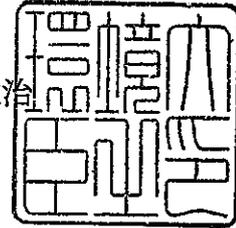
### 3 スケジュール

概ね 1～2 ヶ月に 1 回程度開催する予定。

諮問 第 495 号  
環水大大第 1808291 号  
平成 30 年 8 月 29 日

中央環境審議会会長  
武内 和彦 殿

環境大臣  
中川 雅治



今後の石綿飛散防止の在り方について（諮問）

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 41 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、今後の石綿飛散防止の在り方について、貴審議会の意見を求める。

（諮問理由）

平成 26 年 6 月に施行された大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 58 号）附則第 5 条において、「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と定められている。

また、総務省により、行政評価・監視に基づき、平成 28 年 5 月にアスベスト対策について環境省等に勧告が行われ、石綿飛散防止に関する課題が示されたところである。

これらのことを踏まえ、今後の石綿飛散防止の在り方について、貴審議会の意見を求めるものである。

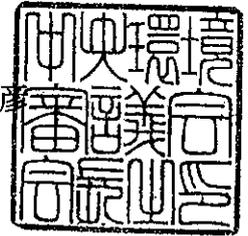


別添 1 - 2

中環審第 1044 号  
平成 30 年 8 月 29 日

中央環境審議会 大気・騒音振動部会  
部会長 畠山 史郎 殿

中央環境審議会  
会長 武内 和彦



今後の石綿飛散防止の在り方について（付議）

平成 30 年 8 月 29 日付け諮問第 495 号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第 5 条の規定に基づき、大気・騒音振動部会に付議する。